# **News Release**



### 株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency,Ltd.

24-D-1930 2025 年 3 月 28 日

# 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社泰光に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社泰光に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



# 第三者意見書

2025 年 3 月 28 日 株式会社 日本格付研究所

評価対象:

株式会社泰光に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人:株式会社商工組合中央金庫

評価者:株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者:株式会社日本格付研究所(JCR)

#### 結論:

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



#### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫(「商工中金」)が株式会社泰光(「泰光」)に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、株式会社商工中金経済研究所(「商工中金経済研究所」)による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」(モデル・フレームワーク)に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIFとは、持続可能な開発目標(SDGs)の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ(PIF イニシアティブ)を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現 の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。1
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

# II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則1 定義

SDGs に資する三つの柱(環境・社会・経済)に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている 諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、泰光の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、泰光がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガ ティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

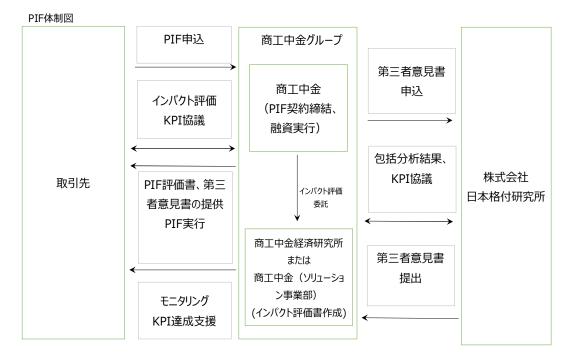
ポジティブ・インパクト金融原則2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体(銀行・投資家等)には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和3年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金3億円以下または従業員300人以下、サービス業の場合は資本金5,000万円以下または従業員100人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員20人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所:商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、 商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・ フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体(銀行・投資家等)の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

#### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展 形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を 巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして 定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要 素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である泰光から貸付人である商工中 金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で 対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者) 株式会社日本格付研究所 サステナブル・ファイナンス評価部長

1.1	TI	311	3
梶	原	敦	7
1110	1/0	10,	

梶原 敦子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

川越太范

日野 答

川越 広志

日野 響



#### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシ アティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金 融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置された ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え 方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト 金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した 情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保 証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポ ジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。 本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体また は調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則とし てこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCRは、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース 「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為と は異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供す ることを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生 じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であるとと黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、後会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、所価的対象であるポジティブ・イクら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であるボジティブ・イクら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

| Than Prox | 第三者管見: 本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。 事業主体 : ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。 調達主体 : ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・ノンパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をい

- ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等
  ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
  ・環境省 グリーンポンド外部レビュー者登録
  ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーパー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
  ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先 情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

# 株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd 信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年3月28日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が株式会社泰光(以下、 当社)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社 会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融 商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基 づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※1 に対するファイナンスに適用しています。

※1: 中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

#### 目次

- 1. 評価対象のファイナンスの概要
- 2. 企業概要 事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念、経営方針等
  - 2.4 事業活動
- 3. 包括的インパクト分析
- 4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
- 5. サステナビリティ管理体制
- 6. モニタリング
- 7. 総合評価

## 1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社 泰光	
借入金額	300,000,000 円	
資金使途	運転資金(コミットメントライン)	
借入期間	1年(4回更新オプション付)	
モニタリング実施時期	毎年 11 月	

# 2.企業概要·事業活動

## 2.1 基本情報

本社所在地	神奈川県相模原市中央区宮下 3-11-20		
設立	1969 (昭和 44) 年 9 月 2 日		
資本金	17,000,000 円		
従業員数	88 名(2024 年 11 月現在)		
事業内容	ビル空調機用フィルタ、自動車用エアフィルタ、産業用フィルタの製造業		
主要取引先	日本バイリーン株式会社 三菱製紙株式会社 ダイニック株式会社 株式会社 SUBARU ほか		

#### 【業務内容】

- ●当社は、ビル等の大型建物用の空調設備用フィルタ(以下、ビル空調機用フィルタ)、自動車・トラック・鉄 道車輛の空調用エアフィルタ(以下、自動車等用フィルタ)、工場での集塵機用フィルタなどの産業用のフィ ルタの製造(以下、産業用フィルタ)など空気に関するフィルタを専門に製造を行っている事業者である。そ の他、家電製品(掃除機・エアコン・空気清浄機)やコピー機用のフィルタの製造も行っている。
- ●ビル空調機用フィルタとは、建物内に設置された大型空調設備に取り付けられるもので、当社は主に「中性能フィルタ※2」に分類されるフィルタを生産している。中性能フィルタはプラスチック系の不織布を濾材とし、その濾材を金属(アルミ)、木、樹脂等で製造した枠に組み込み、空調機に固定して装着できるようにした製品である。商流としては、主に空調機器メーカーから、商社や不織布メーカー(フィルタメーカー)を通して、当社に受注が入るという流れが主体であるが、フィルタの形状(仕様)には細かな規格があり、設置する空調機にあわせ、奥行き・高さ・フィルタのユニット数・段数等で様々な形態となる。よって当社でのフィルタ生産形態も個別受注による「少量多品種型の生産」が主体となっている。なお、フィルタの耐用年数は埃等の捕集の蓄積により一般的には1年程度といわれており、同じ空調機でのリピート生産も見込まれるが、これも設備毎の発注となるため、小ロットでの受注生産が主体となる。
- ●自動車等用フィルタとは、自動車のエアコン等に設置される量産型の製品である。当社では、顧客の要望に 応じて、濾材(不織布)に活性炭等を含む素材を使用し、消臭・抗菌などの機能も持たせるようなフィルタ 製品も製造している。
- ●産業用フィルタも、ビル空調機用フィルタと同様に、個別受注による少量多品種生産が主体となる。
- ●製造拠点は、本社工場(神奈川県相模原市)と茨城工場(茨城県小美玉市)の 2 か所にある。それ ぞれが独立して製造を行っており、また、相互で生産の補完体制もとれるため、災害発生等の緊急事態発 生時には、製品の安定供給が継続できる体制となっている。

※2:ビル等の大型建物用の空調に関しては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル管理法※3)」による規制がある。ビル内の空調管理に大きく影響を及ぼすフィルタについても、その性能により JIS 規格にて分類されており、中性能フィルタはその一種である。規格に基づくフィルタの「分類」については後述 2.2 業界動向にて記載する。

※3:ビル管理法とは、ビルの衛生環境を向上させ、安全に管理することを目的として制定された法律である。 対象となる建築物の種類は、映画館・百貨店・店舗・事務所・学校・共同住宅等であり、床面積が 3,000 ㎡以上の商業施設、8,000 ㎡以上の学校等が本法の規制の対象となる特定建築物に該当する。特定建築物の所有者等は同法 4条に定める「建築物環境衛生管理基準」に沿った維持管理を行う義務が定められている。この基準には給排水、清掃等に対する規制とあわせ、空気環境の整備に対する規制も定められている。所有者等は同法の法令に基づき 2 か月に一度、空気環境の測定を行う義務を負っている。同法が当社の製品や製造工程を直接規制することはないが、特定建築物の空調環境の維持において、空調機本体とともに、そのフィルタは重要な役割を果たすことから、製品の製造については厳しい品質管理が求められる。

(当社は ISO9001 認証取得済みで、基準に基づく品質管理が行われている)

#### (参考) 当社製品が使われるビル空調システムについて

空調機は冷凍機・送風機・熱交換器・加湿器・エアフィルタ及びこれらを収めるケーシングで構成される。冷温水を使用するユニットタイプの空調機と冷媒を使用するエアコンタイプの空調機に分かれるが、ビル等大型建物の空調には「ユニットタイプ」の空調機が使用されることが多い。ビル全体の空調を一括で行う「セントラル空調」には、「エアハンドリングユニット(AHU)」とよばれる大型のユニットが、各フロア、部屋毎に行う個別空調では「ファンコイルユニット(FCU)」とよばれる小型のユニットが使用されるが、それぞれに当社の製品であるフィルタ(パネル型フィルタ)」が使用される。また冷媒を使用するエアコンタイプの空調でも業務用のマルチエアコン等にもフィルタが使用されている。(下記画像 1~3参照)

(画像 1:エアハンドリングユニットの例) (画像 2:ファンコイルユニットの例) (画像 3:当社製品)







(画像1は国土交通省資料より、画像2は環境省HPより、画像3は当社HPから引用)

#### 【事業拠点】

当社の事業拠点は本社のある神奈川県相模原市と茨城工場の2か所にある。両拠点ともビル空調機用フィルタ、自動車等用フィルタ、産業用フィルタの製造を行っている。当社製品は前述のとおり、少量多品種生産が多いが、茨城工場においては自動化設備を多く設置し、量産品の生産を中心に行っている。

拠点名	住所	特徴
本社·相模原工場	神奈川県相模原市中央区宮下 3-11-20	本社(管理・営業)及び
		フィルタ製造工場。
茨城工場	茨城県小美玉市手堤 315 番地	フィルタ製造工場。自動機を設
		置し、主に量産製造を行う。



本社 (相模原工場)

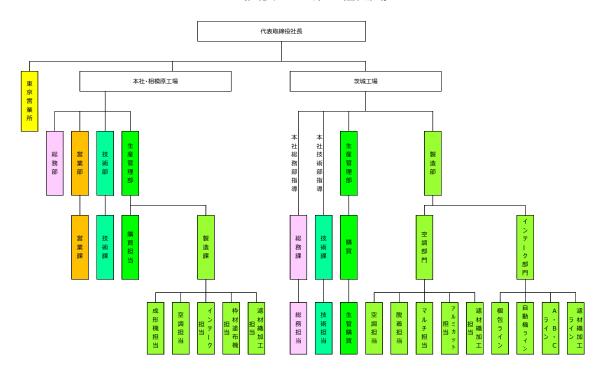


茨城工場

(画像は当社 HP から引用)

#### 【組織】

前述のとおり、当社は本社と茨城の 2 か所にて、それぞれ自立して、フィルタ類の製造ラインを有している。 (図表 1:当社の組織図)



(当社からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成)

#### 【従業員の保有する主な法定の資格・技能講習等の取得・受講状況(2024年11月時点)】

	本社·相模原工場	茨城工場
防火管理者	1名	0名
安全衛生管理者	1名	0名
衛生管理者(第一種)	1名	2名
安全運転管理者(講習受講)	1名	0名
化学物質管理者·保護用具着用管理者	2名	1名
特定化学物質等作業主任者	2名	1名
有機溶剤作業主任者	2名	1名
第二種酸素欠乏危険作業主任者	1名	0名
外国人指導員(生活·技能実習)等	4名	4名
特別管理産業廃棄物管理責任者	0名	1名

なお、上記資格の取得(受講・受験)に当たっては、その取得費用は当社の負担としている。

#### 【製造工程、サプライチェーン】

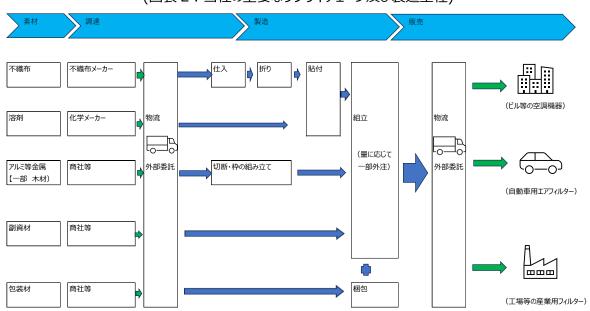
#### ■主な製造工程・製造設備

当社の製品は、ビル空調機用フィルタ、自動車等用フィルタ、業務用フィルタ等に分かれ、形状はそれぞれ異なるが、製造における基本的な流れは以下①~④のとおりである。

- ① 濾材となる不織布を仕入れる。(不織布はロール状に巻かれた状態で仕入れる)
- ② 不織布をロールから引き出し、織り機にて、フィルタの濾材の形状に折り込み、接着を行う。
- ③ フィルタの外枠となる金属(アルミ)、木材、樹脂の枠の製造を行う。 (金属、木材の切断・加工及び組立(組立は手作業が主体)、樹脂成形)
- ④ ②で製造した濾材を、③で製造した外枠にはめ込む。(手作業が主体となる)
- \* この間の製造リードタイムは受注後、概ね 1 週間~1 か月半程度である。また物流は製品毎に個別に現場への配送となるので、大手運送業者への外注により行っている。

#### ■物流

製品の配送は納入場所への個別配送が主体となるため、基本的に外部運送業者へ委託する。



(図表2: 当社の主要なサプライチェーン及び製造工程)

(当社からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成)

#### 【当社の主な製品】

●ビル空調機用フィルタ(売上比率は全体の約6割)



オフィスビル、病院、大型店舗など大型建物のビルの空調機等に装着するフィルタ。不織布を織り込み濾材とし、木、金属(アルミ)、樹脂製の枠にはめ込み、空調機等に装着する。個々の空調機器に併せた個別の仕様による製造が主体となり、製造には細かな対応が必要となる。概ね1年~数年に一度の交換が必要となる。

#### ●自動車用エアフィルタ(同全体の約3割)



自動車用のエアコンフィルタ。プラスチック樹脂等でつくられた枠の中に、上記と同様、織り込まれた不織布を組み込む。自動車関連メーカー等の要望に応じて幅広く製品開発に取り組み、濾材も「除塵タイプ」「活性炭タイプ」等も揃えている。普通自動車用エアコンの他、トラック用・新幹線等の鉄道車両用フィルタも製造している。

#### ●産業用フィルタ(同全体の約1割)



工場・事業所での集塵用のフィルタ。コピー機のトナーフィルタ。工 作機械用、建設機械用フィルタも製造する。

(画像は当社 HP から引用)

#### 【沿革】

1969年	自動車用エアーエレメント、オイルエレメントの製造販売業として設立
1971年	日本バイリーン株式会社の空調用フィルタを始め、産業用フィルタの製造を本格的に展開
1994年	自動車用エアコンフィルタ、大型トラック用エアフィルタの量産体制を確立
1998年	茨城県小美玉市に量産向け新工場を設置
2003年	ISO9001 登録 / 2000 登録
2004年	社内合理化を株式会社リコーとタイアップして実施(タイトピア活動※4と命名)
	写真①②
2006年	ISO14001 登録/2004 登録
2015年	リコーVPC(価値創造)大会最優秀賞受賞
2017年	ISO9001/2000 改訂 ISO14001/2015 改訂

写真①2004年「タイトピア活動」開始



写真②: 2015年 リコーVPC 大賞受賞



(画像は当社からの提供)

※4:「タイトピア活動」とは当社が命名した改善活動の総称である。特定の部署の課題に対し、社内の各部門の代表による話し合いにより、当該部署でのムダ、ムラ、ムリについて全社的な視点から検討を行い、それを省き働きやすい職場に改善し、作業の合理化を生むことを目的とする活動内容である。(上記写真① 左)2015年 当社のタイトピア活動が(株)リコー VPC(Value Proposition Conference)にて『お客様の先のお客様に感動を!』をテーマにした事例が、リコーグループが提供する価値を実践し、当社の価値を向上させた取り組みとして最優秀賞を受賞している(上記写真② 右)。

#### 2.2 業界動向

#### ■空調機及びフィルタの製造業界について

#### ●当社の主要製品である空調機用エアフィルタの分類

当社の主要製品であるビル空調機用エアフィルタについては、JIS 規格等により、その用途によって大きく以下の4種類に分類される。一般的な外気処理用のフィルタとしては粗塵用、中性能、HEPA フィルタが使用され、製造現場でのクリーンルーム等には中性能、HEPA、ULPAフィルタが使用されている。

名称	粒子径	空気表示方法と捕集効率
粗塵用フィルタ(プレフィルタ)(※5)	~ 5 µm以上	重量法 50~90%程度
中性能フィルタ(※6)	~1 µm以上	比色法 95%以下程度
HEPA フィルタ(※7)	0.3µm	計数法 99.97~99.999%
ULPA フィルタ(※8)	0.1µm	計数法 99.9995%以上

※5:粗塵用フィルタ:一般的なオフィスビルや商業施設の空調システムで使用されるフィルタ(プレフィルタ)。形状は用途により様々であり、濾材には不織布の他、メッシュやポリエステル繊維、及び金属等も使用される。

※6:中性能フィルタ:プレフィルタでは取り除きされない細かい塵埃や花粉などを約 60%の効率で 捕集するフィルタ。濾材には主に不織布が使用される。

(現在の当社の主力製品である)

※7: HEPA フィルタ: 花粉や埃、ウィルスなどの空気中のごく小さな粒子を捕集できるフィルタ。 濾材には不織布やガラス繊維等は使用されている。 気密性が高い分、破損するリスクも生じる。

※8: ULPA フィルタ: HEPA フィルタでも捕集できない、粒径 0.15µm の粒子に対して、99.9995% の粒子捕集率を持つエアフィルタ。半導体製造現場等のクリーンルーム等で使用される。 濾材は主にグラスファイバー等が使用される。

#### ■ フィルタに関する技術革新について

フィルタに関しては、空気清浄・エネルギー効率、環境保護等の観点から常に技術革新が行われている。 当社製品に関係する主な技術的な動向は以下のとおりである。

#### ● ナノファイバー技術:

濾材に直径 100 ナノm以下の超極細繊維を使用しているフィルタ。圧力損失が少なく省エネルギーで、 微粒子の捕集性能が高い。

#### ●活性炭複合フィルタ技術:

活性炭を濾材等に複合させ、臭気や有害ガスを同時に除去する。

#### ● 静電フィルタ技術:

繊維に静電気を帯びさせて、粒子を引き寄せて捕集する技術。捕集効率が高く圧力損失が少ない。

### ● 抗菌・抗ウィルス機能を付加したフィルタ:

**濾材に抗菌・抗ウィルス材(銀イオン・チタン酸化物等)をコーティングしたフィルタ。** 

#### ●環境に配慮した技術等:

バイオマス繊維やリサイクル素材を活用したフィルタ。環境負荷の低減に寄与するフィルタや圧力損失を最小限に抑え、空調機のエネルギー効率をあげることで、省エネルギーに貢献するフィルタ。

#### ■ 空調機の需要動向等について

#### ● 主な業務用空調機メーカー

業務用空調機の供給はダイキン、三菱電機、日立等の国内大手電機メーカーが主要メーカーとなるが、フィルタに関しては、商社、不織布メーカー等が製品としての営業を行うことが一般的で、商社等が個々の空調機の仕様、用途に応じた形状、性能等の「フィルタの仕様」や「顧客の要求等」を調整して受注し、当社のようなフィルタメーカーに製造を発注して、各空調機に納入・設置している。(フィルタは埃等の捕集の蓄積により 1 年程度での定期的な交換が必要となるが、濾材のみの取替を行い、枠については継続的に使用するタイプのフィルタもある)

#### ●ビル空調機の推移

業務用エアコンの推移(台数ベース)は業界団体の統計資料によれば、近年は以下の図表3のとおり、 概ね横ばいで推移している。

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024見込	2025見通し
業務用エアコン(台)	793,945	827,061	879,692	950,622	808,772	818,763	823,228	806,195	839,100	832,800
店舗用	612,930	641,422	678,484	737,435	622,264	629,947	630,558	613,788	641,700	640,300
ビル用マルチ	130,734	136,703	146,799	157,878	140,913	144,337	146,609	146,983	151,100	146,200
設備用	50,281	48,936	54,409	55,309	45,595	44,479	46,061	45,424	46,300	46,300
前年比(%)	102.6	104.2	106.4	108 1	85.1	101.2	100.5	97.9	104.1	99.2

(図表3:業務用エアコンの出荷台数推移)



(出典: (一社) 日本冷凍空調工業会:冷凍空調機器の国内需要統計 2024)

金額ベースでの市場規模は事務所、店舗、学校等住宅ではない建物で使用される業務用空調機での分類としては、2023 年度で4,831 億円(前年度比93.4%)と推測される。うち大型ビル等で採用されているセントラル空調市場はそのうち約2割とみられている。建物建設需要自体は経済情勢により大きく動きがでる可

能性はあるものの、全体としては増加傾向にあるとみられる。空調機については環境配慮への高まりや、法規制による省エネ基準への適合が求められる中、今後も、より高効率の空調機を中心に需要の増加が期待され、2030年度には5,668億円(2023年度対比 117.3%増)への成長が期待されている。

#### ●自動車等用フィルタの推移

自動車に関連するフィルタは、主に燃料フィルタ、オイルフィルタ、エアフィルタ(エアクリーナ)の 3 種類であるが、当社の製品はエアフィルタである。その市場規模は 2022 年度の(一社)日本自動車部品工業会の出荷動向調査(2024 年 12 月調査)では、493 億円(前年度比 1.2%減少)となっている。この製品は、自動車の生産台数の動向により大きく影響を受ける。2022 年度に減少した理由は同年の四輪車の生産台数がコロナ禍や半導体不足等の影響により減少していることが影響していると思われる。四輪車の生産台数の実績は 2023 年度で約 900 万台(一社)日本自動車工業会調べ)と前年より 14.8%と大きく増加したものの、今後の日本車の需要見通しについては流動的な要素も多いため、自動車の搭載部品であるエアフィルタについても同様に今後の見通しは流動的である。

#### 2.3 企業理念、経営方針等

#### 【経営理念】

#### 経営理念

- 1. 経営とは会社、社員の成長と幸せを目指し、社会のために貢献すること。
- 2. お客様に優れた製品、品質、サービスを提供し、満足と安心して使用して戴く製品作りに徹すること。
- 3. お客様に奉仕する気持ち、喜んでもらえる気持ちで、お客様の発展、繁栄につながるよう全力をつくすこと。

#### 【社訓】

#### 社訓

- 1. 努力・・・・・ たゆまぬ努力に勝るものなし
- 2. 謙虚・・・・・ ひかえめの気持ち
- 3. 初心・・・・・ 常に始めの心掛けを忘れない
- 4. 夢・・・・・ 常にロマンを持つ

#### ■品質方針

株式会社泰光は、「顧客の満足を得る製品及び環境に配慮した製品をつくり」現状に満足することな く、常に向上心を持ち、継続的に改善活動を進める。

会社の発展と利益を目標に、社員の成長と幸せを目指す。

【この品質方針を達成するために以下の事項を定め実践する】

- 1) 具体的な品質目標を定め、全従業員に周知徹底を図り、これを達成する為の活動を推進する。
- 2) 品質方針を遂行するために必要なプロセスからなる品質マネジメントシステムを明確にしてその有効性の継続的な改善を進める。
- 3) 作業環境の改善・製造工程の改善・間接業務の改善など、全従業員で取り組む。
- 4) 製造業の基本となる 5S (整理・整頓・清潔・清掃・躾) を徹底します。

#### ■環境方針

#### 【環境理念】

当社は、地球環境問題が世界人類にとって最重要課題であると認識し、フィルタ製品の生産とサービス活動の中で環境保全に対する意識を強く持ち、全社員が一丸となって積極的に取り組んでいきます。 更に、お客様はもとより地域社会に対し、環境負荷の削減を推進し満足と信頼を提供するとともに成果と利益の向上を目指し事業活動に努めていきます。

#### 【環境方針】

- 1. 当社は、事業活動及び製品毎の環境側面を把握し、法規制等を順守し、環境保全及び環境保護に努めます。
- 2. 当社は下記項目を最重要課題として、長期的、短期的な目的・目標を設定・推進し、定期的に見直しを行い改善に努めます。
  - 1) 省エネ・省資源の推進による製品を提供します。
  - 2) 廃棄物の削減とリサイクル化の推進による製品を提供します。
  - 3) 生産活動にともなうロスの低減による製品を提供します。
- 3. 当社は、内部監査等による定期的な環境マネジメントシステムの見直しを行い、継続的改善及び汚染予防に努めます。
- 4. 当社で働く全ての人に対して、環境方針を周知させ、環境に対する意識の向上を図ります。
- 5. 当社の環境方針は、一般の人々の要求に応じて公開します。

#### 2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

#### 【自然環境面】

#### 製品の製造、及び開発による自然環境への取り組み

当社は、中性能フィルタに分類される、プラスチック系の不織布を濾材としたビル空調機用フィルタを主力製品としている。環境への意識の高まりを踏まえ、濾材のみ取り替ることができる濾材取替型のフィルタの生産も行っている。また、空調機の節電・省エネに寄与する圧力損失(フィルタの存在による空調機からの風圧の低下)を下げるための改善(濾材を薄くする、捕集効率の良い濾材を使う等)も行っている。今後、より捕集性の高いフィルタである HEPA フィルタ生産への取り組みも開始している。

自動車等用フィルタでは自動車メーカーからの要請に応じて、除菌・消臭機能等加価機能を持った製品の 製造も行っている。

フィルタの濾材となる不織布の接着には自然環境に優しい接着剤であるホットメルトを使用している。

#### ■ 製造工程での自然環境への取り組み

#### ● 消費電力の削減への取り組み

当社の生産設備(不織布の織り機、金属加工)の動力としては、主に電力を使用している。2024年5月期での電力使用実績は695千kWhで、前期比4.6%増加している。当社では、電気の使用量の削減を行うべく、工場における機械毎の使用電力量を測定できる機器(エニマス)を2024年にまず本社工場に設置し、本社工場の電力使用量に関するデータ管理を開始し、生産設備毎の消費電力の可視化を開始した。今後は、全社的にそのデータに基づき、電力の削減対策(デマンドコントロール、コンプレッサーの圧力等の最適化、省エネ設備の導入等)の有効性・必要性等を検証し、消費電力削減を行っていく方針である。

再生可能エネルギーの導入は、生産拠点の構造上の問題から現時点では未導入であり、現時点では、 新たな導入も予定していない。

なお、当社は、現時点では省エネルギー法の報告対象外の企業である。

#### 製造で使用する水への取り組み(土壌汚染への取り組み含む)

当社の製造工程では製品・設備を冷却・洗浄するための水を使用することは少ない。但し、織り機等の機械の稼働にあたって電力、及び窒素ガスを利用したコンプレッサーを使用するため、コンプレッサーから廃液(水と油の混合物)が排出される。この廃液については水質保全、土壌汚染への配慮からそのまま下水道や排水溝等へ放流させることは法令により規制されている。当社ではこの排出物については、現状産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託している。

#### ● 製品の製造における大気への影響

当社の製造工程において、粉塵・VOC(揮発性有機化合物)などの有害物質が大気中に排出されることはない。

#### ● 製造工程で発生した廃棄物の削減への取り組み

2024 年 8 月期の当社製造工程から排出された主な廃棄物の排出実績は 102.07kg で、内訳は以下のとおりである。

1. 廃プラ(主に濾材として使用するプラスチック製の不織布) 95.61kg(前期比+10.35kg)

2. 金属屑(主に型枠用の使用するアルミ等の金属屑) 4.46kg (前期比▲0.87kg)

3. 木屑 (主に型枠用に使用する木材から発生する屑) 2.00kg (前期比 ▲ 0.32Kg)

これらについては、下記に記載した品質管理による不良率の発生の削減や原材料の歩留り向上、廃棄物の有価物化等による削減に取り組んでいる。

\* なお、当社は ISO14001 の認証を取得している企業であり、上記の様な自然環境に対する取り組みについては ISO の要求する規格に沿って環境マネジメントシステムを展開し、管理を行っている。

#### ● 品質の向上による不良率の削減への取り組み

品質の維持、向上については、前述のタイトピア活動の他、ISO9001 で定められた品質管理を行っており、不良発生やそれに伴う廃棄物の発生の削減に取り組んでいる。また、納入先からの返品クレーム発生件数も年間 29 件(2024 年 8 月期実績)と少なく、品質管理基準に基づき一定の管理が行われている。

#### ■ 間接部門・物流・会社全体での自然環境への取り組み

#### ● 間接部門での取り組み

間接部門としては省エネ対策として照明の LED 化による省エネ推進や経理・管理システムの DX 化による 紙の削減等に取り組んでいる。(LED 化の進捗率は本社・相模原工場では約 90%、茨城工場では約 60%)

#### ● 物流について

物流については、前述のとおり、製品の納入は空調機設置現場への個別配送が中心となることから自社配送は行っておらず、環境に配慮した大手運送業者等へ委託を行っている。

#### ■ BCP(事業継続計画)に関する取り組み

自然災害や感染症の発生・流行等の非常事態発生時での事業の継続計画については、当社では今後検討を行う予定である。当社は神奈川県相模原市と茨城県小美玉市の2か所に製造拠点を持つ、強みを活かし、体制の整備を行うことにより、企業価値の向上を図っていく方針である。

#### 【社会面】

#### ■ 高性能のフィルタの普及による、オフィス等で働く人々の健康や快適な環境維持への取り組み

2.1 業務内容に記載の通り、オフィス等のビルでは法令により適切な空調管理が求められているが、空気、環境や健康に対する意識は日々高まっている。当社ではより高性能のフィルタの製造・供給を行うことにより、インフラである建物の価値向上とともに、これらのニーズに対応していく。

#### ■ ワークライフバランス・処遇・人材育成での取り組み

#### ● 休暇等の取得状況

土曜日、日曜日の他、会社の定める日を所定休日とした週休 2 日制を 2 年前から採用しており、年間休日は 123 日(令和 6 年実績)に増やしており、全国の平均 110.7 日(令和 5 年 厚生労働省 就労条件総合調査による)を上回る体制となっている。労働者に対する有給休暇の付与も法令に定める水準をやや上回る水準で付与している。

2024 年 8 月期の有給休暇の取得率は 75.3% (上記調査による全国平均 62.1%)、平均有給休暇所得は 12 日 (同 全国平均 10.9 日)と概ね平均水準以上に取得されている。 なお、会社による年次有給休暇の時期指定も制度化されており、 社員全員が年 5 日以上の有給休暇を取得している。

育児休業制度についても社内で管理・周知されており、前事業年度、前々事業年度において、対象者 (各1名) は制度を利用している。

#### ● 時間外勤務の状況

時間外勤務についても、管理職への事前申請のうえ、タイムカード打刻による勤怠管理が行われている。 2024 年 8 月期での社員の一人あたりの時間外勤務の月の平均は 8.5 時間であり、最長の時間外勤務実績でも 36 協定で定める範囲(月 45 時間)内に収まっている。

#### ● 規定類の整備

就業規則等の人事労務関連の規定は、法令改正等に対応して、随時見直しが行われている。

#### ● 非正規労働者へ対応

現在、当社に有期雇用契約による社員はいない。

(規定上は法令改正に伴う有期契約社員の無期転換ルールに関する規定も整えられている)

#### ● 人材育成に対する取り組み

当社は多くの外国人労働者(技能実習生)を雇用していることもあり、業務に必要な知識については極力標準化し、それに基づく評価を「資格力量表」にてチェックシートを定め、その「資格力量表」の確認に基づく人材育成及び社内資格の付与等を行うことにより、社内での人材育成を行っている。

また、業務に必要な資格・研修の受講については、法令に基づき、会社の管理及び費用負担にて受検・受講を行わせている。

#### ● 平均勤続年数について

当社社員の平均勤続年数は男性 7 年 6 か月、女性 8 年 7 か月である (法令により就業期間が定められている外国人実習生を除く)。これは、全国平均 12.5 年 (2023 年 国税庁:民間給与統計実態調査)よりはやや短い状況である。

#### ● 福利厚生に関する取り組み

当社は社会保険適用事業所であり、社員の老齢、傷病、死亡等に関しては、外国人実習生も含め、全社員が社会保険制度による補償が受けられる体制となっている。またその他の福利厚生についても、「税法に沿った昼食代への補助給付」や「夏場の体調管理のための空調服の社員への支給」などの福利厚生を行っている。

なお、外国人実習生に対しては、同一労働同一賃金の原則に基づいた報酬体系をとっている。その他、法

令に基づく支援(渡航費の負担、居住施設の確保、日本語教育等)の他、実習生生活や立場に配慮した 社内設備や交流・相談の場を設けている。(生活用品や自転車の支給等)

#### ■ 賃金に対する取り組み

賃金水準については、まだ改善の必要はあるが、収益の向上による賃金水準の向上に取り組んでいる。 また、近時は物価上昇率(3%程度)を踏まえた賃上げも実施している。

賃金については前述のとおり、可能な範囲で作業を標準化した上で、その能力のチェックを行う「資格力量表」に基づき、役員会で客観的に決定する仕組みとなっている。

#### ■ 雇用に対する取り組み

現在の当社の社員は 88 名であるが、他産業と同様に雇用環境は厳しく、社員のうち 30 名はベトナムを中心とする外国人技能実習生を雇用し、製造業務を行っている。外国人技能実習生に対しては、日本人労働者と同様に育成を行っており、前述のとおり業務に必要な知識を標準化し、それに基づく評価を「資格力量表」にてチェック項目を定めて評価し、業務に必要な当社内部での社内資格を認定する制度をとっている。しかしながら、外国人実習生は、当社の業種では法令上、実習期間が実質的に 3~5年(※9)となる規定がある。当社では、今後の法令改正も含めた外国人労働者に関する環境変化を踏まえ、長期間就労できる実習生制度以外の外国籍の社員の雇用やベトナム以外の国からの募集等、労働力の確保にあたっている。

上記の雇用環境を踏まえ、現状当社では基本的に大きな人員増加を必要とする事業展開を行う方針はとっておらず、当面の間は、現有程度の人員で対応できるように機械化・IT の活用による自動化等を進めていく方針である。

※9:当社の業種は、現状「特定技能」による就労が認められる業種には指定されていないため、外国人への 対応は技能実習生が主体となる。

#### ■ 労働安全衛生への取り組み

#### ● 労働安全衛生活動

「本社・相模原工場」「茨城工場」とも、役員を安全衛生管理者とする労働安全衛生管理が行われている。 (労働者の人数から、定期的な安全衛生委員会の実施は求められていないものの、定期的に 5S 活動や安全パトロール等の安全衛生活動は行われており、経営者を含めた会議で、その確認が行われている)

結果、過去 3 年間での労働災害(休業災害)発生件数は 2 件発生(うち 1 件は「休業 4 日未満」で、両事象とも対応は完了済み)したのみであり、労働災害の発生は比較的少ない水準である。

#### ● 化学物質管理

労働安全衛生法改正(令和 6 年 4 月施行)に伴う化学物質管理にも取り組んでおり、各工場長を化学物質管理者に選任し、製造業務で取り扱う化学物質の管理を行っている。当社では、ウレタン注入工程で使用する有機溶剤が労働安全衛生法上の特化則に該当する物質となるが、SDS(※10)を確認の上、その工程を担当する社員に対し保護具の着用を義務付けたり、有機溶剤漏洩を想定した避難訓練等などの危険回避措置を実施している。現在、その有機溶剤を使用しない機械設備への代替導入も検討している。

※10: SDS(セーフティ・データ・シート)とは、化学物質や化学物質を含む製品の危険性や取扱いに関する情報を記載した文書。

#### ● 健康管理

健康診断については社員全員に対する年 1 回の定期健康診断を 100%実施している他、特定業務従事者に対する 6 か月に一度の健康診断も 100%実施している。

#### ■ ダイバーシティに関する取り組み

#### ● 女性活躍推進

2024年11月時点における社員の女性比率は25%(22名/88名)、管理職における女性比率は31.5%(6名/19名)であり、内閣府が定める2030年度の女性活躍推進に向けた目標値である「30%」に近い水準(管理職比率についてはそれを上回る水準)にあり、女性活躍への取り組みについては進んでいる状態といえる。

#### ● 外国人の雇用

当社ではベトナム出身者を中心に 30 名の外国人労働者(技能実習生※11)を雇用するなど、国内での人手不足の環境下で、積極的な外国人の活用を行っている。技能の習得・評価や従業員同士でのコミュニケーションの円滑化に注力し、実績を上げている。世界情勢の変化を踏まえ、ベトナムに限らず、他の国(インドネシア・キルギス等)からの受け入れ等、受け入れ国の拡大も図っている。

※11:外国人技能実習生制度については 2024 年 6 月にその制度を見直す法令が成立しており、法令の公布より 3 年以内に施行される。新制度(育成就労制度)では、外国人に一定の条件のもとに転職を認めるなど、外国人労働者の人権にも配慮した制度となる。また技術移転ではなく、終了後の特定技能資格への移行を想定とした設計がなされているなど、人材確保を想定した制度となっており、現在の技能実習生制度とは異なる点がある。

#### ● 高齢者の雇用

当社は 60 歳定年制を採用しているが、法令に従い 65 歳迄の継続雇用制度を設定し、現在 8 名の再雇用社員を雇用している(うち 65 歳以上の社員は 3 名)。

#### ● 障がい者の雇用

障がい者の雇用は現在 1 名であり、法定雇用率の達成にむけて引き続きハローワークとも連携し、継続して採用活動を行っている。

#### 【社会経済面】

- 地域経済・サプライチェーンの活性化(主に零細・中小企業)での取り組み
- サプライチェーンでの取り組み

当社は外注先や仕入先として零細・中小企業との取引があり、当社の事業の維持・拡大により、それらの零細・中小企業の発展に寄与している。外注として製造委託は、下請法に沿った適切な対応がとられている。

#### ● 地域社会への取り組み

当社は地元自治体での夏祭り等に協賛を行うなど、地域の活性化にも取り組んでいる。

### 3.包括的インパクト分析

### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)				
紛 争	現代奴隷	児童労働		
データプライバシー	自然災害	健康および安全性		
水	食 料	エネルギー		
住 居	健康と衛生	教 育		
移動手段	情報	コネクティビティ		
文化と伝統	ファイナンス	雇用		
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等		
民族·人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者		
社会経済(人間の集団的ニーズ)				
法の支配	市民的自由	セクターの多様性		
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束		
自然環境(プラネタリーバウンダリー)				
気候の安定性	水 域	大 気		
土壌	生物種	生息地		
<b>資源強度</b>	廃棄物			

(黄:ポジティブ増大 青:ネガティブ緩和 緑:ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示)

### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他汎用機械製造(2819)	
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄	
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、	
	資源強度、廃棄物	

### 【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容	
健康および安全性(追加)	▶ 高性能のフィルタの普及による、オフィス等で働く人々の健康	
	や快適な環境維持への取り組み	
雇用	▶ 雇用に対する取り組み	
	ダイバーシティに関する取り組み	

零細・中小企業の繁栄	▶ 地域経済・サプライチェーンの活性化(主に零細・中小	
		業)での取り組み
資源強度 (追加)	>	製品の製造、及び開発による自然環境への取り組み

## ■ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
自然災害(追加)	➤ BCP(事業継続計画)に関する取り組み
健康および安全性	⇒ 労働安全衛生への取り組み
賃金	> 賃金に対する取り組み
社会的保護	> ワークライフバランス・処遇・人材育成での取り組み
ジェンダー平等 (追加)	▶ ダイバーシティに関する取り組み(女性活躍推進)
民族·人種平等(追加)	≽ ダイバーシティに関する取り組み(外国人の雇用)
年齢差別(追加)	≽ ダイバーシティに関する取り組み(高齢者の雇用)
気候の安定性	> 製造工程での自然環境への取り組み
	(消費電力削減への取り組み)
	▶ 間接部門·物流·会社全体での自然環境への取り組み
水域	▶ 製造工程での自然環境への取り組み
	(製造で使用する水への取り組み(土壌汚染への取り組み含む))
土壌	▶ 製造工程での自然環境への取り組み
	(製造で使用する水への取り組み(土壌汚染への取り組み含む))
資源強度	製品の製造、及び開発による自然環境への取り組み
	▶ 製造工程での自然環境への取り組み
	(製造工程で発生した廃棄物の削減への取り組み)
廃棄物	> 製造工程での自然環境への取り組み
	(製造工程で発生した廃棄物の削減への取り組み)
	(品質の向上による不良率の削減への取り組み)

# 【特定しないインパクトと理由】

特定しないインパクト	特定しない理由	
賃金(ポジティブ・インパクト)	▶ 本項目のポジティブ・インパクトに関する取り組みはない。	
大気(ネガティブ・インパクト)	▶ 当社の製造工程で粉塵や VOC 等の有害な物質を大気中に排出	
	することはない。	
	▶ 物流についても、環境に配慮した大手運送業者等に委託している。	

### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下、KPI という)を設定した。 なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

#### 【ポジティブ・インパクト】

44-4-1 4 10-4-1 0	F h-1	. I - 31-L A Lil . P\$4-1-15-L .	
特定したインパクト①	「健康および安全性」「資源強度」		
取り組み内容	高性能のフィルタの普及による、オフィス等で働く人々の健康や快適な環		
(インパクト内容)	境維持への貢献への取り組み		
	製品の	製造、及び開発による自然環境への取り組み	
KPI	① <b>人</b>	々の健康や快適な環境を支えるフィルタの製造	を拡大し、
	20	030 年までに、総売上高を 20 億円にする。	
		(2024 年 8 月期総売上高 16	.2 億円)
	② 新	たな取扱製品として、より捕集効率の高い「HEPA	フィルタ」の
	製	造業務の開始し、2030 年までに「HEPA フィルタ	りの売上高
	を	年間 3 千万円とする。	
		(新規事業であり、現時点での売_	上は無い)
KPI達成に向けた取り組み	▶ 環	境配慮に対する技術、製造の安定化に資する技術	デ、ノウハウの
	習	得に取り組む。	
	> 効	果検証も踏まえて、新製品である HEPA フィルタの	製造開始に
	必	要な設備(機械、クリーンルーム等)の導入を計画	前的に検討し
	71	ι <b>κ</b> 。	
貢献する SDGs ターゲット	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他	11 住る施けられる まちづくりを
		の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるも	## A
		のを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響	☆問目画
		を軽減する。	
	12.4	2030年までに、合意された国際的な枠組みに従	<b>12</b> つくる言様 つかう言様
	±=: '	い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化	
		学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健	$\infty$
		康や環境への悪影響を最小化するため、化学物	
		質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に	
		削減する。	

# 【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト②	「自然災害」		
取り組み内容	BCP(事業継続計画)に関する取り組み		
(インパクト内容)			
KPI	2028	年迄に事業継続力強化の計画を策定し、計画の語	忍定を受け
	る。計i	画の認定を受けた後は、定期的に見直しを行う。	
KPI 達成に向けた取り組	<b>》</b> 事	翼業継続力強化の目的・必要性の検討を行う。	
み	> =	<b>á社の事業所に係る災害等のリスクの確認・認識を行</b>	う
	> <u>1</u>	(害発生時等の初動対応や必要な経営資源の整理	・把握を行
	う	0	
	<b>▶</b> 技	を術の標準化や従業員間(両工場間)のコミュニケ-	-ションの
	汩	野発化により職務の互換性、多能工化を図っていく。	
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
		技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導	
		入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、	
		持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の	
		能力に応じた取組を行う。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害	13 気候変動に 現外的な対策を
		に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力	
		を強化する。	

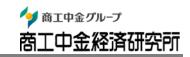
特定したインパクト③	「健康	および安全性」	
取り組み内容	労働安全衛生への取り組み		
(インパクト内容)			
KPI	労働组	災害(業務災害による休業災害等)発生0を達	成し、それを
	継続す	する。	
KPI達成に向けた取り組み	> 4	〒間安全衛生管理計画書を使用すること等により、	組織的·計
	Ī	画的な労働安全衛生対策を実施していく。	
	> 5	5S 活動や安全パトロールや KY 活動、他社事例やし	ニヤリハット事
	Æ.	列の周知による安全衛生活動を継続する。	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡	3 すべての人に
		率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精	-M/
		神保健及び福祉を促進する。	-γ
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男	8 動きがいも 経済成長も
		性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働き	
		がいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一	
		賃金を達成する。	

特定したインパクト④	「健康	および安全性」「賃金」	
取り組み内容	ワークライフバランス・処遇・人材育成での取り組み		
(インパクト内容)	賃金に対する取り組み		
KPI	① 2030 年までに正社員の平均勤続年数を 12 年とする。		
		(2024 年 11 月時点での平均勤続年数 7 年 8 か月)	
	2 4	毎年、消費者物価指数等の物価上昇率、及び地域の最低賃金	
	C	D上昇率以上の継続的な賃金の引上げを行う 。	
KPI達成に向けた取り組み	> j	<b>適正な価格交渉、及び生産、品質の管理等による原価低減を</b>	
	3	図った上で従業員にその利益を還元することにより、物価上昇率以	
	_	上の賃上げをできる環境を構築する。	
	▶ 採用環境の整備(えるぼし認定、健康経営優良法人等の認証		
	取得や採用方法再検討(ツールの見直し、紹介制度等)を行う		
	ことにより、当社の国内での雇用確保への動きを強化する。		
	が業員・退職者等の意見を聴き、従業員が働きやすい環境(職)		
	務・勤務時間の多様化・ワークライフバランスに対する制度の拡		
	充)を整える。		
貢献する SDGs ターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重 8 #### 8	
		点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイ	
		ノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を	
		達成する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男 8 競技の場合	
		性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働	
		きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働	
		同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定 8 #250%	
		な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の	
		権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進す	
		る。	

特定したインパクト⑤	「気候	の安定性」「資源強度」「廃棄物」	
取り組み内容	製造工程での自然環境への取り組み		
(インパクト内容)			
KPI	① 相	模原、茨城の両工場で設備毎の使用電力量を可視化し、毎	
	年	、前年度比(総売上対比で)削減できる体制を構築する。	
	*	2024 年 8 月期実績での総売上高対比の使用電力量は	
		0.428kWh/千円である	
		(695,136kWh/総売上高 1,621 百万円)	
	*	*2026 年度(2026 年 8 月期)迄は体制整備、実態確認	
	を	行い、2027 年度(2027 年8月期)より上記実績対比	
	σ	目標値を定め、削減を図っていく。	
	② B	<b>客棄物(廃水含む)の分別・分離による廃棄量の削減や有価</b>	
	物	化、品質管理・歩留まりの向上等による不良率低下等による	
	廃	棄物の削減に取り組み、前年度対比年間 1%の廃棄物削減	
	(5)	取り組む。 (2024 年 8 月期実績:102.07kg)	
KPI達成に向けた取り組み	> I	ネマス導入による使用電力の可視化を基礎とした電力削減策へ	
	σ	取り組み(デマンドコントロール、コンプレッサーの圧力の最適化	
	徨	江ネ設備の検討等)を行う。	
	▶ 房	棄物処理(分別・分離)や原材料の歩留り向上、製品の品	
	貿	値向上を検討し、廃棄物削減について検討を行っていく。	
	<b>&gt;</b> ま	ず、リサイクル素材の活用に関する市場調査を行い、対応方法を	
	楨	討する。	
貢献する SDGs ターゲット	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従 12 35章	
		い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化	
		学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健	
		康や環境への悪影響を最小化するため、化学物	
		質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に	
		削減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害 13 ***********************************	
		に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力	
		を強化する。	

# 【ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト⑥	「雇用」	(ポジティブ・インパクト)	
	「ジェンク	ダー平等」「年齢差別」(ネガティブ・インパクト)	
取り組み内容	雇用に対する取り組み		
(インパクト内容)	ダイバー	シティに関する取り組み(女性活躍推進・高齢者の原	星用)
KPI	1 20	28 年 8 月期までに女性従業員 3 名以上増加させ	<b>さ</b> 。
	(20	)24 年 11 月時点: 22 名/88 名) 女性従業員」	<b>北率 25%</b>
	2 20	28 年 8 月期までに 65 歳以上の高齢者の雇用を	10 名以上
	5ع	する。(2024 年 11 月時点 : 3 名)	
KPI達成に向けた取り組み	> √2	ンターンシップの実施、大学や商工会議所主催の企	業説明会へ
	の	参加、人材紹介会社等の活用などにより、ジェンダー、	年齢、障が
	L10	の有無などにとらわれない採用を積極的に行い、従業	員を増加さ
	t t	3.	
	> 女	性や高齢者の働きやすい勤務体制を整備する(短	時間勤務制
	度	の見直し、職務・評価方法の見直し、育児休業制度	度の周知労
	働	安全衛生体制の拡充等)	
貢献する SDGs ターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対す	5 ジェンダー平等を 実現しよう
		るあらゆる形態の差別を撤廃する。	⊜*
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男	動きがいも 経済成長も
		性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働き	
		がいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一	
		賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民	10 人や間の不平等 をなくそう
		族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状	<b>√</b> ≜}
		況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会	
		的、経済的及び政治的な包含を促進する。	



# 【特定したインパクトで KPI を設定しない理由】

特定したインパクト	KPI を	設定しない理由
社会的保護	> ≝	á社では有期雇用契約により雇用している労働者はいない。有期
(ネガティブ・インパクト)	の	契約として、外国人実習生は活用しているが、法令に即して適切
	に	対応している。
	▶ 通	常必要とされる福利厚生制度の他、昼食代への補助給付や夏
	場	の体調管理のための空調服の社員への支給を行っている。
民族·人種平等	> 外	国人実習生についての受入実績、及び対応状況について特段の
(ネガティブ・インパクト)	課	題は見られず、既に十分な対応を行っている。
零細・中小企業の繁栄	> ≝	社は製造工程での外注(製造委託)として零細・中小企業と
(ポジティブ・インパクト)	取	2引を行っているが、取引は下請法に沿い適切に行われている。
	▶ 原	材料の仕入れ・製品の販売について零細・中小企業も含めて販
	壳	を行っているが、受注生産型の事業であり、零細・中小企業に限
	定	こした取り組み等を行うことは難しい。
水域、土壌	> ≝	谷社の製造工程で排出される工場排水は産業廃棄物として適正
(ネガティブ・インパクト)	ΙΞ	処理されている。

#### 5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、橋本社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、橋本社長を最高責任者、掛札取締役をプロジェクトリーダー、渡辺専務を事務局とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役社長 橋本 元博

(プロジェクトリーダー) 取締役 相模原工場長

兼営業部長 掛札 幸雄

(事務局) 専務取締役 渡辺 順子

(KPI 推進リーダー) 設定した KPI ごとにリーダーを選任

#### 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

#### 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

#### 本評価書に関する重要な説明

- 1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
- 2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究 所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
- 3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉 株式会社商工中金経済研究所 主任コンサルタント 岩本 任史 〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190